

議第59号

呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 次の各号に掲げる者には、それぞれ当該各号に定める額を報酬として支給する。 (1)～(16) 略 (17)選挙長 日額 <u>10,600円</u> (18)投票管理者 ア 投票所の投票管理者 日額 <u>12,600円</u> イ 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,100円</u> (19)開票管理者 日額 <u>10,600円</u> (20)選挙立会人 日額 <u>8,800円</u> (21)投票立会人 ア 投票所の投票立会人 日額 <u>10,700円</u> イ 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,500円</u> (22)開票立会人 日額 <u>8,800円</u> (23)～(28) 略	第2条 次の各号に掲げる者には、それぞれ当該各号に定める額を報酬として支給する。 (1)～(16) 略 (17)選挙長 日額 <u>10,800円</u> (18)投票管理者 ア 投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u> イ 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,300円</u> (19)開票管理者 日額 <u>10,800円</u> (20)選挙立会人 日額 <u>8,900円</u> (21)投票立会人 ア 投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u> イ 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,600円</u> (22)開票立会人 日額 <u>8,900円</u> (23)～(28) 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて、選挙長等に支給する報酬の額を改定するため、この条例案を提出する。